

屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第1	屋内貯蔵所の区分	令10
----	----------	-----

1 屋内貯蔵所の区分

屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準は、次の施設形態に応じて定められている。

なお、より詳細な区分については、「屋内貯蔵所の区分表」を参照のこと。 (***)

(1) 政令第10条第1項

独立、専用に平屋建の屋内貯蔵所（基本形態）

(2) 政令第10条第2項

独立、専用に平屋建以外の屋内貯蔵所（第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70度未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの）

(3) 政令第10条第3項

建築物の一部に設置する屋内貯蔵所（指定数量の倍数が20以下のもの）

(4) 政令第10条第4項

特定屋内貯蔵所（指定数量の倍数が50以下のもの）

(5) 政令第10条第5項

高引火点危険物（引火点が100度以上の第4類の危険物）屋内貯蔵所

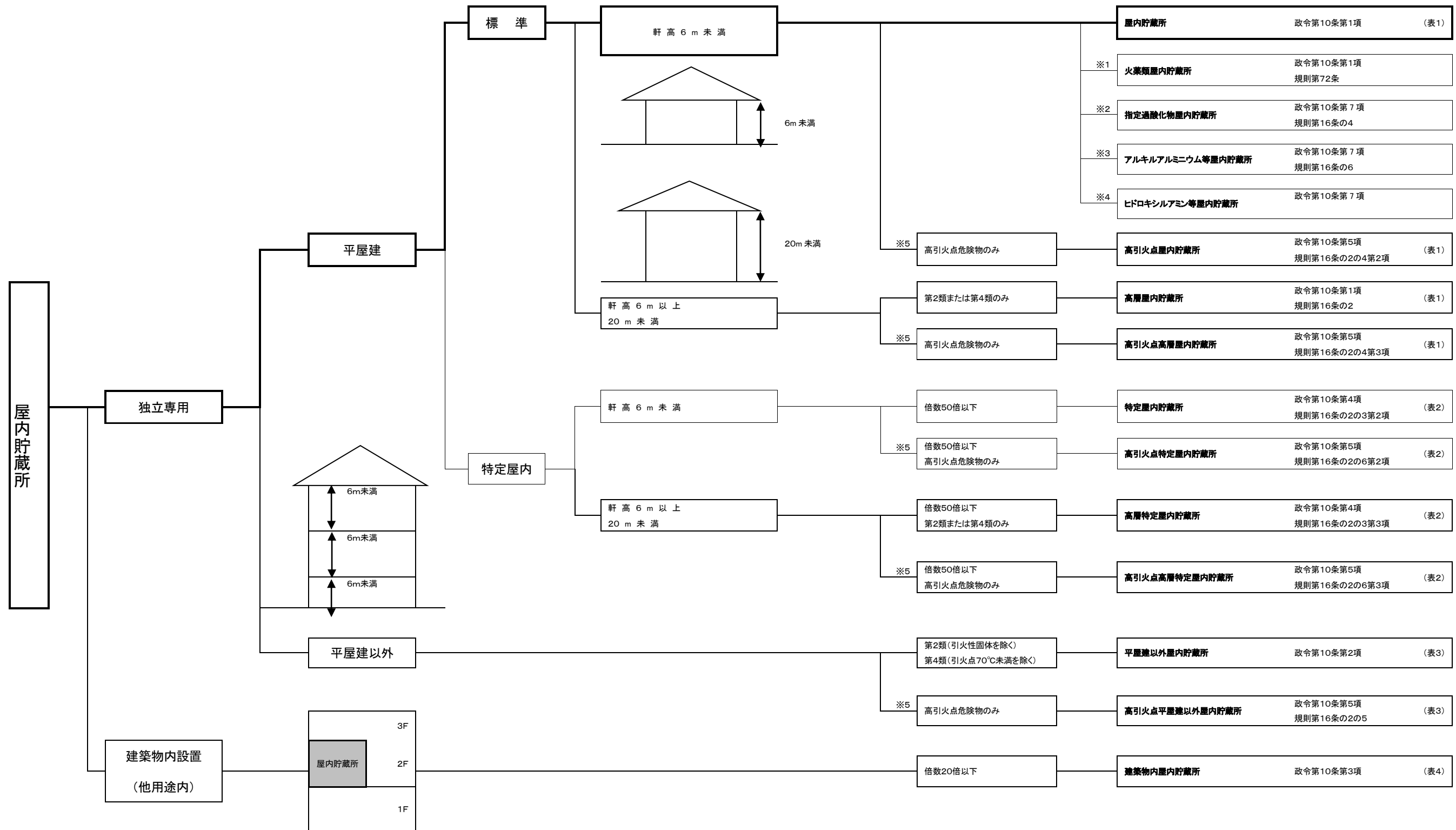
(6) 政令第10条第6項

蓄電池設備により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

(7) 政令第10条第7項

指定過酸化物、アルキルアルミニウム等又はヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所

屋内貯蔵所の区分表



(注) 1. ※1火薬類とは、規則第72条第1項に規定する危険物をいう。
 2. ※2指定過酸化化物とは、規則第16条の3に規定する危険物をいう。
 3. ※3アルキルアルミニウム等とは、第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
 4. ※4ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
 5. ※5高引火点危険物とは、引火点100℃以上の第4類の危険物をいう。
 6. 太線によるフローは、屋内貯蔵所の標準を示す。
 7. (表1)、(表2)、(表3)、(表4)は、次ページからの一覧表を示す。

表1 高引火点危険物の平屋建の屋内貯蔵所の特例基準の概要

区分 項目	平屋建の屋内貯蔵所				
		高引火点危険物	高層倉庫	高引火点危険物	
規制条文	政令第10条第1項	政令第10条第5項 規則第16条の2の4 第2項	政令第10条第1項4号 ただし書 規則第16条の2	政令第10条第5項 規則第16条の2の4第 3項	
危険物の指定	なし	第4類(引火点100℃以上)	第2類・第4類	第4類(引火点100℃以上)	
指定数量の倍数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
位 置	保安距離	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は5m	20以下：不要 20越： 住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設(不活性ガスの施設を除く。) 20m	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は5m	20以下：不要 20越： 住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設(不活性ガスの施設を除く。) 20m
	保有空地	5以下 0.5m (耐火構造0m) 5超10以下 1.5m (耐火構造1m) 10超20以下 3m (耐火構造2m) 20超50以下 5m (耐火構造3m) 50超 200以下 10m (耐火構造5m) 200超 15m (耐火構造10m)	20以下 0.5m (耐火構造0m) 20超50以下 1.5m (耐火構造1m) 50超 200以下 3m (耐火構造2m) 200超 5m (耐火構造3m)	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m 50超 200以下 5m 200超 10m	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m 50超 200以下 5m 200超 10m
標識・掲示板	必要	必要	必要	必要	
建 物 構 造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面積	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下
	壁	耐火構造 第2類(引火性固体を除く)・ 第4類(引火点70℃以上)の み又は10倍以下:延焼のおそ れのない外壁は不燃材料で可	耐火構造 延焼のおそれのない外壁:不燃材 料で可	耐火構造	耐火構造
	柱	同上	耐火構造 又は 不燃材料	耐火構造	耐火構造
	床	同上	同上	耐火構造	耐火構造
	はり	不燃材料	不燃材料	耐火構造	耐火構造
	屋根	軽量な不燃材料 第2類(粉状のもの・ 引火性固体を除く)・ :耐火構造で可	不燃材料	軽量な不燃材料 第2類(粉状のもの・ 引火性固体を除く)・ :耐火構造で可	軽量な不燃材料
	天井	禁止(第5類を除く)		禁止	禁止
造	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設 置禁止	防火設備又は不燃材料もしくは ガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、設 置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設 置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設 置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自 閉式特定防火設備	防火設備又は不燃材料若くはガ ラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、自 閉式特定防火設備。ガラスを用い る場合は網入ガラス	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自 閉式特定防火設備	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自 閉式特定防火設備
設 備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物:必要	不要	引火点が70℃未満の危険物:必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令 の規定による。	電気工作物に係る法令 の規定による。	電気工作物に係る法令 の規定による。	電気工作物に係る法令 の規定による。
	避雷設備	10倍以上	不要	必要	必要
通風・冷房 装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要				

表 2 特定屋内貯蔵所の基準の概要

区分		特定屋内貯蔵所			
		高層倉庫		高引火点危険物	
項目	規制条文	政令第10条第4項 規則第16条の2の3 第2項	政令第10条第5項 規則第16条の2の6 第2項	政令第10条第4項 規則第16条の2の3 第3項	政令第10条第5項 規則第16条の2の6 第3項
	危険物の指定	なし	第4類(引火点100℃以上)	第2類・第4類	第4類(引火点100℃以上)
指定数量の倍数	50以下	50以下	50以下	50以下	
位置	保安距離	不要	不要	不要	不要
	保有空地	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m	不要	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m
標識・掲示板		必要	必要	必要	必要
建築物構造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面積	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下
	壁	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	柱	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	床	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	はり	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	屋根	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	天井	—	—	—	—
	窓	禁止	禁止	禁止	禁止
	出入口	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物：必要	不要	引火点が70℃未満の危険物：必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。
	避雷設備	10倍以上	不要	必要	必要
通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要	—	—	—	

表 3 高引火点危険物の平屋建以外の屋内貯蔵所の特例基準の概要

区分 項目		平屋建以外の屋内貯蔵所	
		高引火点危険物	
規制条文		政令第10条第2項	政令第10条第5項 規則第16条の2の5
危険物の指定		第2類(引火性固体を除く。) 第4類(引火点70℃以上)	第4類(引火点100℃以上)
指定数量の倍数		制限なし	制限なし
位 置	保安距離	住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設 20m 特別高圧架空電線 3m又は5m	20以下:不要 20超: 住居 10m 学校、病院等 30m 重要文化財の建築物等 50m 高圧ガス施設 20m (不活性ガスの施設を除く。)
	保有空地	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m 50超200以下 5m 200超 10m	20以下: 0.5m(耐火構造0m) 20超50以下 1.5m(耐火構造1m) 50超200以下 3m(耐火構造2m) 200超 5m(耐火構造3m)
標識・掲示板		必要	必要
建 物 構 造	階数・高さ	階高6m未満	階高6m未満
	面積	床面積の合計1,000㎡以下	床面積の合計1,000㎡以下
	防火区画	2階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)	2階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)
	壁	耐火構造	不燃材料 延焼のおそれのあるもの:耐火構造
	柱	耐火構造	不燃材料
	床	耐火構造	不燃材料
	はり	耐火構造	不燃材料
	屋根	軽量な不燃材料 第2類(粉状のものを除く。):耐火構造 で可	不燃材料
	天井	禁止	—
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止。	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで 造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止。
出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定 防火設備。	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで 造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定 防火設備。 ガラスを用いる場合は網入ガラス。	
階段	不燃材料 屋外設置又は専用階段室	不燃材料 屋外設置又は専用階段室	
設 備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要
	排出設備	不要	不要
	採光・照明	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。
避雷設備	10倍以上	不要	

表 4 建築物内に設ける屋内貯蔵所の基準の概要

区 分		建築物内に設置される屋内貯蔵所
項 目		
規 制 条 文		政令第10条第3項
危険物の指定		な し
指定数量の倍数		20以下
位 置	保安距離	不 要
	保有空地	不 要
	形 態	壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物の1階又は2階のいずれか一の階
標識・掲示板		必 要
建 物 構 造	階数・高さ	階高6m未満
	面 積	床面積7.5㎡以下
	防火区画	出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁 ・床（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの）
	壁	耐火構造
	柱	耐火構造
	床	耐火構造
	は り	耐火構造
	屋 根	耐火構造
	天 井	—
	窓	禁 止
	出入口	自閉式特定防火設備
	階 段	—
設 備	架 台	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必 要 （防火ダンパー）
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物：必要（防火ダンパー）
	採光・照明	必 要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。
	避雷設備	10倍以上
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要

平屋建の独立専用屋内貯蔵所

第2	保 安 距 離	令10-1-1
----	---------	---------

1 保安距離

屋内貯蔵所の位置は、製造所第1保安距離（政令第9条第1項第1号）の例によること。

（政令第10条第1項第1号抜粋）

なお、原則として認定保安距離（政令第9条第1項第1号ただし書）は、適用しないものとする。

（***）

第3	保 有 空 地	令10-1-2
----	---------	---------

1 保有空地

危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令（規則第14条）で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

(政令第10条第1項第2号)

区 分	空 地 の 幅	
	当該建築物の壁、柱、床が耐火構造である場合	欄に掲げる場以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所		0.5m以上
指定数量の倍数が5を超える10以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が10を超える20以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が20を超える50以下の屋内貯蔵所	3m以上	5m以上
指定数量の倍数が50を超える200以下の屋内貯蔵所	5m以上	10m以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	10m以上	15m以上

屋内貯蔵所が火災になった場合、又は周辺の建築物等が火災になった場合に相互に延焼防止するための空地であり、かつ、消防活動等に使用する空地である。

2 保有空地の特例

(1) 政令第10条第1項第2号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。 (規則第14条)

- ① 指定数量の倍数が20を超える屋内貯蔵所（規則第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に政令第10条第1項第2号の表に定める空地の幅の3分の1の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、3m未満とすることはできない。 (規則第14条第1号)

ア 規則第72条第1項に規定する危険物とは、第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第2類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第5類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類に該当するものをいう。

(規則第72条第1項)

イ 相互間の空地の幅は、それぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を基準として算出すること。

(***)

- ② 規則第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う2以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に0.5mの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

(規則第14条第2号)

- (2) 屋内貯蔵所の設置場所が河川に面している等、地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれ少なく、かつ、消火活動上支障がない場合は、政令23条の規定を適用して空地の幅を減ずることができる。

(昭和36年5月10日付自消甲予発第25号) (***)

3 保有空地の起算点

保有空地の起算点は、別記3 [保安距離] の例によること。

4 留意事項

留意事項は、製造所第2.4の例によること。

5 保有空地内の植栽

保有空地内の植栽については、別記5 [保有空地内の植栽] によること。

第4	標 識 及 び 掲 示 板	令10-1-3
----	---------------	---------

1 標識及び掲示板

屋内貯蔵所には、総務省令（規則第17条・第18条）で定めるところにより、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
(政令第10条第1項第3号)

標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

なお、標識及び掲示板は、別記6 [標識・掲示板] によること。

第5	貯蔵倉庫の形態（独立専用）	令10-1-302
----	---------------	-----------

1 貯蔵倉庫の形態

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。（政令第10条第1項第3号の2）

災害の発生、拡大防止の観点から、基本形態としての貯蔵倉庫の形態は、独立・専用の建築物とすることが定められている。

1 貯蔵倉庫の軒高等

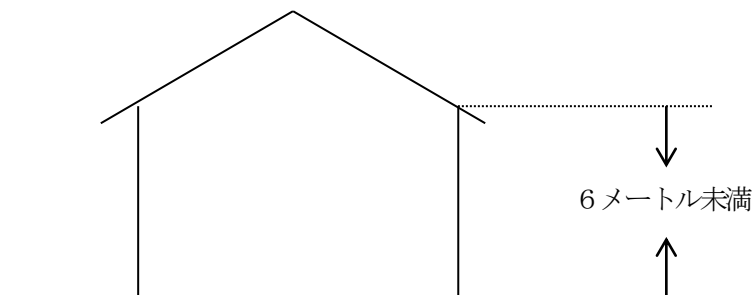
貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が6m未満の平屋建とし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第2類又は第4類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令（規則第16条の2）で定めるものにあつては、その軒高を20m未満とすることができる。（以下「高層倉庫」という。）（政令第10条第1項第4号）

貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入等を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平屋建とすることとしている。

また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さは、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮に入れて、原則として6m未満とされている。

- (1) 「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。

（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号）



- (2) 「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね0.1m以上高くしたものをいうこと。 (***)

2 高層倉庫の基準

政令第10条第1項第4号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫とする。（規則第16条の2）

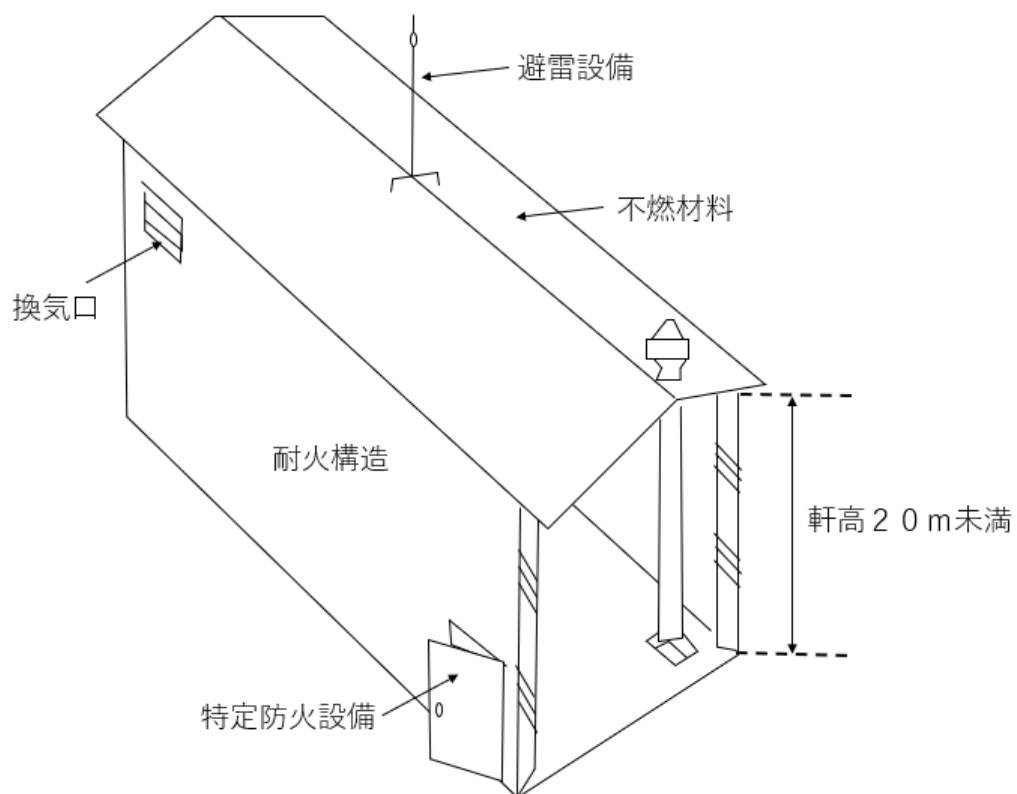
- (1) 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。
なお、「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (2) 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備を設けること。
なお、「特定防火設備」は、製造所第7.1によること。
- (3) 貯蔵倉庫には、規則第13条の2の3に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

- ① 避雷設備は、日本産業規格Z9290-3「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命

の危険」に基づく別記10〔避雷設備〕によること。

② 「安全上支障がない場合」とは、製造所第18. 1. (1)・(2)によること。

第2類、第4類の危険物を貯蔵する高層倉庫の例図



第7	貯蔵倉庫の床面積の制限	令10-1-5
----	-------------	---------

1 貯蔵倉庫の床面積の制限

一の貯蔵倉庫の床面積は、1,000㎡を超えないこと。（政令第10条第1項第5号）
なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところ（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）による。

第8	貯 蔵 倉 庫 の 構 造	令10-1-6
----	---------------	---------

1 貯蔵倉庫の構造

貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の10倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第2類若しくは第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。（政令第10条第1項第6号）

貯蔵倉庫の壁、柱、床は、火災の拡大防止の観点から、原則として耐火構造とすることとされている。

- (1) 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (2) 「延焼のおそれのない外壁」とは、別記7〔延焼のおそれのある部分等〕の延焼のおそれのある外壁以外の外壁とする。

第9	屋 根	令10-1-7
----	-----	---------

1 屋根

貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けないこと。ただし、第2類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては屋根を耐火構造とすることができ、第5類の危険物のみの貯蔵倉庫にあつては当該貯蔵倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。
(政令第10条第1項第7号)

屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。

- (1) 「屋根を不燃材料で造る」とは、製造所第6. 1. (1) によること。
- (2) 「金属板その他の軽量な不燃材料」とは、製造所第6. 1. (2) によること。
- (3) 「不燃材料」は、別記4 [不燃材料及び耐火構造] によること。
- (4) 「屋根」から必要な採光をとる場合は、製造所第6. 1. (4) によること。

第10	窓、出入口	令10-1-8
-----	-------	---------

1 窓、出入口

貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。

(政令第10条第1項第8号)

危険物を取り扱う建築物は、火災の危険性が大きいので、当該建築物の窓及び出入口も耐火構造等防火性能を有する壁体一体となって延焼阻止の目的を達成するものでなければならぬことから、当該窓及び出入口には防火設備を設けることとされている。 (**)

- (1) 特定防火設備及び防火設備は、製造所第7. 1によること。
- (2) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記7 [延焼のおそれのある部分等] によること。

第11	網 入 り ガ ラ ス	令10-1-9
-----	-------------	---------

1 網入りガラス

貯蔵倉庫の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(政令第10条第1項第9号)

窓及び出入口に用いる網入りガラスは、火災の際に亀裂が出来ても容易に炎が通過する隙間ができないなどの防火上及び爆発時のガラスの飛散防止等を目的としている。

2 留意事項

留意事項にあつては、製造所第8.2によること。

第12	床の構造	令10-1-10
-----	------	----------

1 床の構造

第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の危険物のうち規則第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第4類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。（政令第10条第1項第10号）

床の構造は、禁水性物品等の危険物は、水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、第4類の危険物は漏えいした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするよう規定している。

- (1) 床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とは、床面をコンクリート造とすること等をいう。
- (2) 第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の危険物のうち禁水性物品の屋内貯蔵所にあつては、防湿のため床の上に通気性のある木製の台を設けることができること。（***）

第13	床の傾斜・貯留設備等	令10-1-11
-----	------------	----------

1 床の傾斜・貯留設備等

液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。 (政令第10条第1項第11号)

液状の危険物を取り扱う建築物において危険物が流出した場合に、その床面に危険物が浸透するのを防止するとともに、流出した危険物の拡大範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にすることを目的としている。

(1) 危険物が浸透しない構造

製造所第9. 1. (1) によること。

(2) 適当な傾斜

製造所第9. 1. (2) によること。

(3) 貯留設備の構造

製造所第9. 1. (3) によること。

(4) 排水溝の構造

床面には、漏れた危険物を貯留設備に導くための排水溝（幅及び深さ0. 1 m以上）を設けるとともに、滞水しないように勾配をつけること。

なお、小規模な貯蔵倉庫にあつては排水溝を省略することができる。

(***)

第14	架 台	令10-1-11の2
-----	-----	------------

1 架台

貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令（規則第16条の2の2）で定めるところによるものであること。（政令第10条第1項第11号の2）

2 架台の基準

政令第10条第1項第11号の2の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。（規則第16条の2の2）

(1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

「不燃材料」は、別記4「不燃材料及び耐火構造」によること。

(1-2) 架台は堅固な基礎に固定すること。ただし、告示(第4条の2の2)で定める架台にあつては、この限りでない。

(2) 架台は、当該架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

(3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできた棚等を設けることをいう。

(平成元年7月4日付消防危第64号)

(※1-2 ただし書き)

架台は、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定して設けられたレールに沿って移動させることができるものであつて、容易に転倒しない構造を有するもの。

(告示第4条の2の2)

「容易に転倒しない構造を有するもの」とは、次のいずれかの要件を満たすもの又はこれと同等以上の安全性を有するもの。なお、(2)及び(3)の要件にあつては、使用时以外は転倒防止措置を随時行うこと。

① 架台の上部等にガイドレールを設けたもの。

② 同一レール上にある2以上の架台を結合することができるもの。

③ 架台を移動させるための車輪を固定することができるもの。

(令和7年5月27日消防危第116号)

3 架台の耐震対策

架台の耐震対策については、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日付消防危第125号）中の第3「屋内貯蔵所に関する事項」によること。

第15	採光、照明、換気設備及び排出設備	令10-1-12
-----	------------------	----------

1 採光、照明、換気設備及び排出設備

貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気設備を設けるとともに、引火点が70度未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。（政令第10条第1項第12号）

2 採光及び照明設備の基準

- (1) 「必要な採光」を屋根面にとる場合は、製造所第6. 1. (4) によること。
- (2) 照明設備により、危険物の取り扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。（平成元年5月10日付消防危第44号質疑）

3 換気設備及び排出設備の基準

換気設備及び排出設備については、別記8 [可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表] によること。

なお、換気設備及び排出設備の定義については、製造所第10. 3. (1)・(2) によること。

第16	電 気 設 備	令10-1-13
-----	---------	----------

1 電気設備

電気設備は、製造所第16電気設備（政令第9条第1項第17号）の例によること。
（政令第10条第1項第13号抜粋）

第17	避 雷 設 備	令10-1-14
-----	---------	----------

1 避雷設備

指定数量の10倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令（規則第13条の2の4）で定める避雷設備を設けること。
（政令第10条第1項第14号抜粋）

貯蔵倉庫において、雷撃による火災の発生、施設の破損等を防止することを目的としている。

ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りではない。

（政令第10条第1項第14号ただし書）

なお、安全上支障がない場合とは、製造所第18. 1. (1)・(2)によること。

2 避雷設備の基準

避雷設備は日本産業規格Z9290-3「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとし、この規格における危険物施設に対する保護レベルは、原則としてレベルⅠとすること。

ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により、雷保護の有効性が確認されれば、保護レベルをⅡとすることができる。

（平成17年1月14日付消防危第14号抜粋）

（令和6年11月29日付消防危第321号）

3 避雷設備の運用

避雷設備の運用にあつては別記10「避雷設備」によること。

第18	温 度 上 昇 防 止 装 置 等	令10-1-15
-----	-------------------	----------

1 温度上昇防止装置等

第5類の危険物うちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令（未制定）で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。
（政令第10条第1項第15号）

第5類の危険物のセルロイドの着火温度は約180℃であり、古いものや湿気等をおびたものは周囲の温度の上昇により分解が促進され、自然発火する危険性があるので、このうなおそれのあるものの貯蔵倉庫は、倉庫内の温度を上昇させないために屋根を二重構造としたり、天井を設けて小屋うらに換気口を設ける等の構造とするとともに、通風装置、冷房装置、散水装置等の温度上昇を防止する設備を設けることとされている。

平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所

第19	平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所	令10-2
-----	-----------------	-------

1 平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、危険物の性状又は消防活動上の困難性から平屋建とすることが原則であるが、第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70度未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものは、平屋建としないことができるものである。

(**)

2 平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

- (1) 屋内貯蔵所のうち第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70度未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平屋建以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第10条第1項第1号から第3号の2まで及び第7項から第14号までの規定の例によるほか、次のとおりする。

(政令第10条第2項)

 - ① 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さ（以下「階高」という。）を6m未満とすること。

(政令第10条第2項第1号)

なお、最上階における階高は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷けた又は柱の上端までの高さとする。

(平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号)
 - ② 一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、1,000㎡を超えないこと。

(政令第10条第2項第2号)
 - ③ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

(政令第10条第2項第3号)

 - ア 「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
 - イ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記7〔延焼のおそれのある部分等〕によること。
 - ④ 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、開口部を設けないこと。

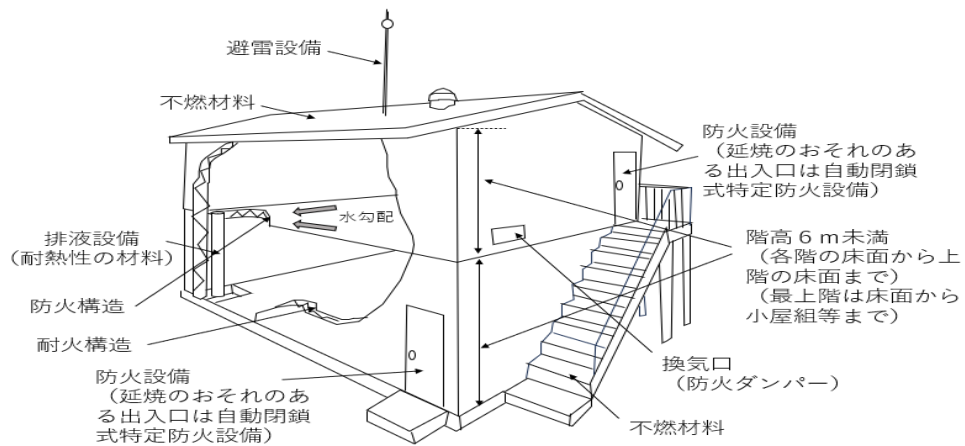
ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

(政令第10条第2項第4号)

 - ア 「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
 - イ 「特定防火設備」及び「防火設備」は、製造所第7.1によること。
- (2) 政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第1号	保安距離
第1項第2号	保有空地
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第7号	屋根
第1項第8号	窓、出入口
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備

平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の例図



建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

第20	建築物の一部に設置する屋内貯蔵所	令10-3
-----	------------------	-------

1 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所にあつては、他用途を有する建築物内の部分に設けることができるものである。 (**)

2 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準

(1) 屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が20以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第10条第1項3号及び第10号から第15号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。 (政令第10条第3項)

① 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の1階又は2階のいずれか一の階に設置すること。 (政令第10条第3項第1号)

ア 「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。

イ 政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に2以上設置することができる。 (平成元年7月4日消防危第64号質疑)

ウ 政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。 (平成元年7月4日消防危第64号質疑)

エ 1階が耐火構造で、2階が簡易耐火構造である建築物（1階と2階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の1階に屋内貯蔵所を設置することはできない。 (平成元年7月4日消防危第64号質疑)

② 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を6m未満とすること。 (政令第10条第3項第2号)

なお、「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね0.1m高くしたものをいう。 (***)

③ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、75㎡を超えないこと。

(政令第10条第3項第3号)

④ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

(政令第10条第3項第4号)

ア 「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。

イ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、昭和39年建設省告示第1675号第2の1のへに適合する壁（厚さ75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。 (平成2年10月31日消防危第105号質疑)

ウ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合

する床も含まれる。(令和5年3月24日消防危第63号質疑)

エ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号(第1号にあつては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。

(令和5年3月24日消防危第63号質疑)

⑤ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。(政令第10条第3項第5号)

ア 「特定防火設備」は、製造所第7.1によること。

イ 「出入口」は屋外に面してなくてもよい。

(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

⑥ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。

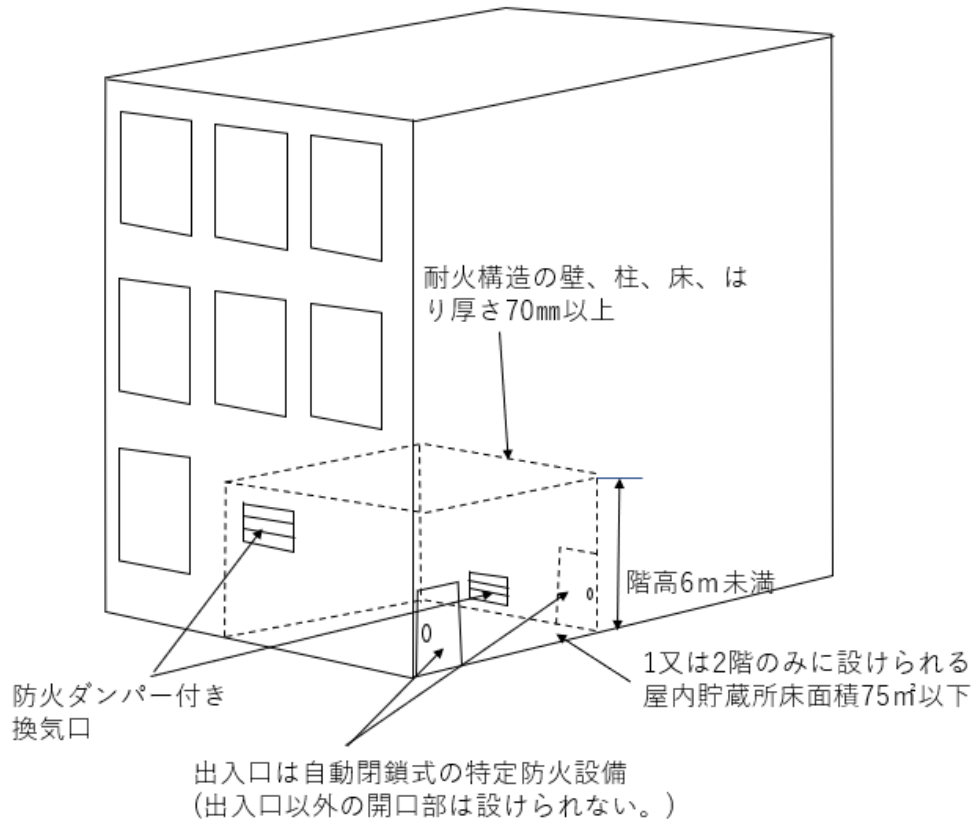
(政令第10条第3項第6号)

⑦ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。(政令第10条第3項第7号)

(2) 政令第10条第1項(平屋建の独立専用屋内貯蔵所)を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備
第1項第15号	温度上昇防止装置等

建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の例図



特定屋内貯蔵所

第21	特 定 屋 内 貯 蔵 所	令10-4
-----	---------------	-------

1 特定屋内貯蔵所

指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所（以下「特定屋内貯蔵所」という。）について、総務省令（規則第16条の2の3）で、政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例が定められている。（政令第10条第4項抜粋）

この特例基準は、概していえば、保安距離、保有空地という位置の基準を緩和する代替措置として貯蔵倉庫の構造の基準を強化しているものである。

（**）

2 特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

(1) 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所（次の3に定めるものを除く。）のうち、次に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない。（規則第16条の2の3第2項抜粋）

- ① 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。（規則第16条の2の3第2項第1号）

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所	
指定数量の倍数が5を超え20以下の屋内貯蔵所	1 m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	2 m以上

ア 空地の起算点

空地の起算点は、別記3 [保安距離] の例によること。

イ 留意事項

留意事項は、製造所の第2.4留意事項の例によること。

ウ 空地内の植栽

空地内の植栽については、別記5 [保有空地内の植栽] によること。

- ② 一の貯蔵倉庫の床面積は、150㎡を超えないこと。

（規則第16条の2の3第2項第2号）

- ③ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。

（規則第16条の2の3第2項第3号）

なお、「耐火構造」は、別記4 [不燃材料及び耐火構造] によること。

- ④ 貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

（規則第16条の2の3第2項第4号）

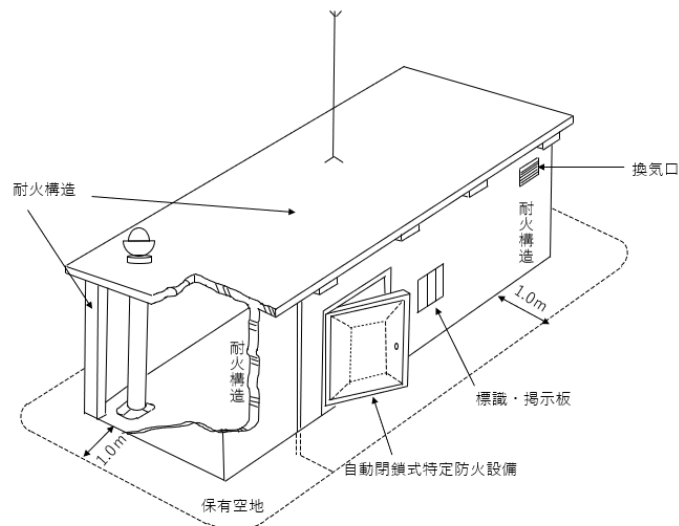
なお「特定防火設備」は、製造所の第7. 1によること。

⑤ 貯蔵倉庫には、窓を設けないこと。 (規則第16条の2の3第2項第5号)

(2) 政令第10条第1項 (平屋建の独立専用屋内貯蔵所) を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態 (独立専用)
第1項第4号(杖)	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備
第1項第15号	温度上昇防止装置等

指定数量の倍数が10の特定屋内貯蔵所 (軒高6m未満) の位置と構造の例図



3 特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

(1) 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高（政令第10条第1項第4号に規定する軒高をいう。以下同じ）が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、その貯蔵倉庫が前記2. (1) ②から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号及び第5号から第8号までの規定は適用しない。

（規則第16条の2の3第3項）

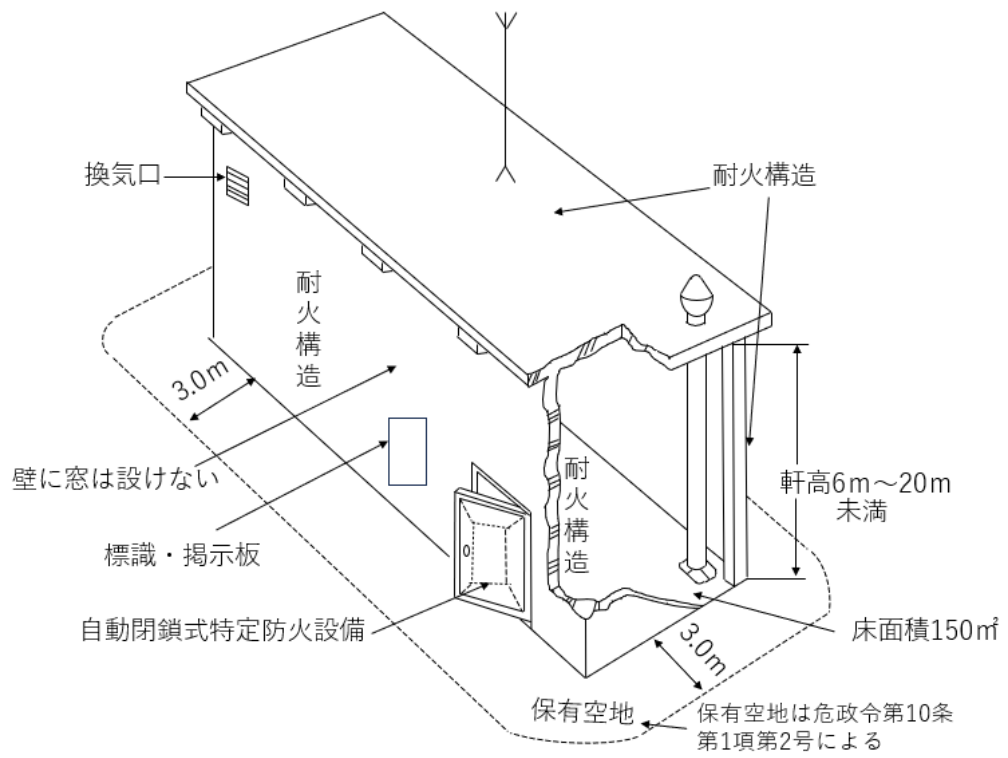
なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類は、第2類及び第4類の危険物のみ限定されている。

（政令第10条第1項第4号ただし書抜粋）

(2) 政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第2号	保有空地
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号 （ただし書）	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備

指定数量の倍数が40の特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の位置と構造の例図



高引火点危険物の屋内貯蔵所

第22	高引火点危険物の屋内貯蔵所	令10-5
-----	---------------	-------

1 高引火点危険物の屋内貯蔵所

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令（規則第16条の2の4・規則第16条の2の5・規則第16条の2の6）で、政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）、同条第2項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所）及び第4項（特定屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例を定めている。
(政令第10条第5項抜粋)

2 高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

(1) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の3に定めるものを除く）のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号、第2号、第7号から第9号まで及び第14号の規定は、適用しない。

(規則第16条の2の4第2項抜粋)

① 屋内貯蔵所（指定数量の倍数が20を超えるものに限る。）の位置は、規則第13条の6第3項第1号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例（高压ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設、及び特別高压電線に係る保安距離は適用しない。）によるものであること。

(規則第16条の2の4第2項第1号抜粋)

② 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

(規則第16条の2の4第2項第2号)

区 分	空 地 の 幅	
	当該建築物の壁、柱及び床が耐火構造である場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所		0.5m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	3m以上	5m以上

ア 空地の起算点

空地の起算点は、別記3〔保安距離〕の例によること。

イ 留意事項

留意事項は、製造所の第2. 4の例によること。

ウ 空地内の植栽

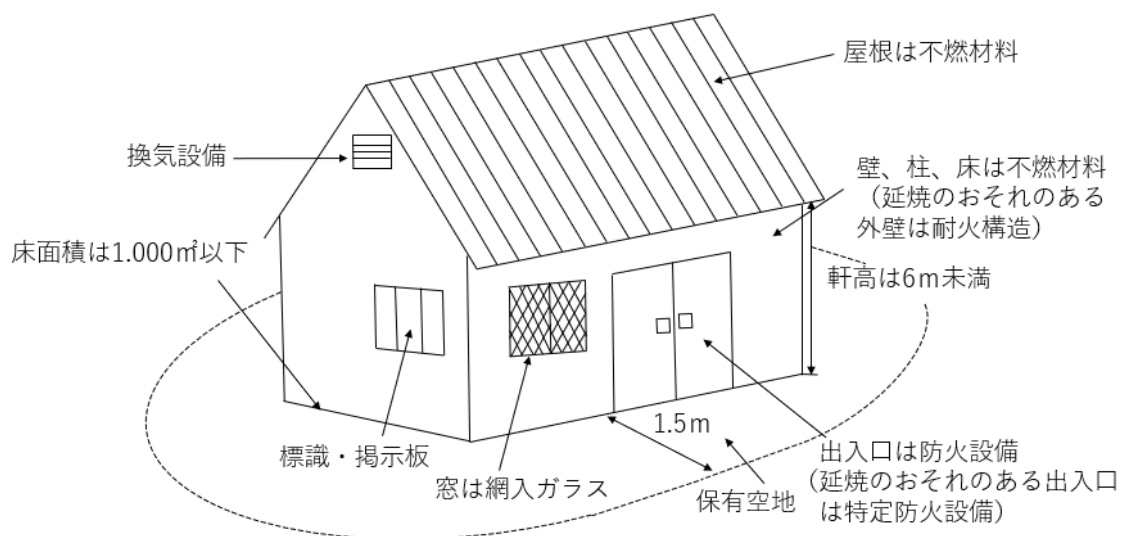
空地内の植栽については、別記5〔保有空地内の植栽〕によること。

- ③ 貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造ること。（規則第16条の2の4第2項第3号）
「不燃材料」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- ④ 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備または不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- ⑤ 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(2) 政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を適用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号(本)	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第5号	貯蔵倉庫の床面積の制限
第1項第6号	貯蔵倉庫の構造
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備

高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高6m未満）の例図
 （指定数量の倍数が30の場合）

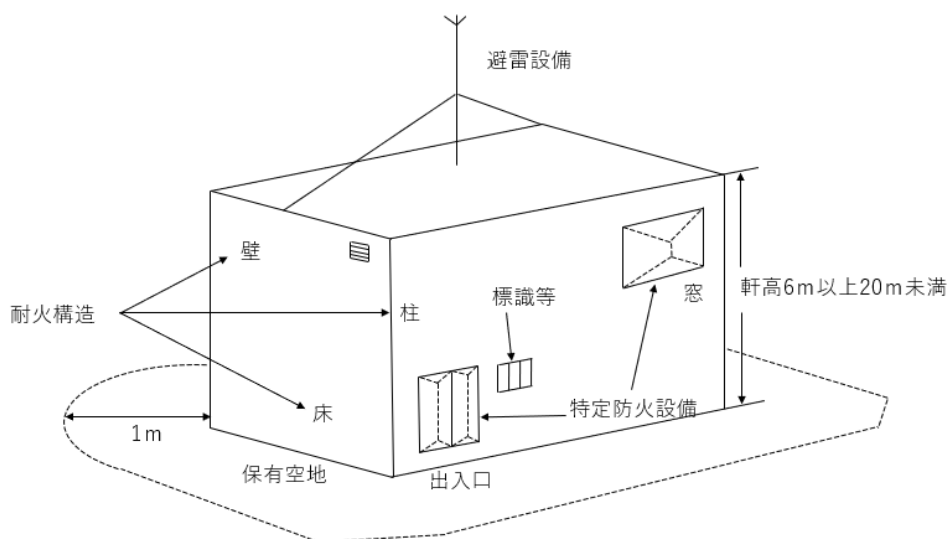


3 高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、その位置が前記2. (1) ①に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号（保安距離）の規定は適用しない。

（規則第16条の2の4第3項）

高引火点危険物の平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の例図
 （指定数量の倍数が30の場合）



4 高引火点危険物の平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

(1) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第2項においてその例による政令第10条第1項第1号、第2号、第7号から第9号まで及び第14号並びに政令第10条第2項第3号の規定は、適用しない。（規則第16条の2の5第2項抜粋）

① 上記2. (1) ①から⑤に掲げる基準に適合するものであること。

(規則第16条の2の5第2項第1号)

② 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。

(規則第16条の2の5第2項第2号)

ア 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。

イ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記7〔延焼のおそれのある部分〕によること。

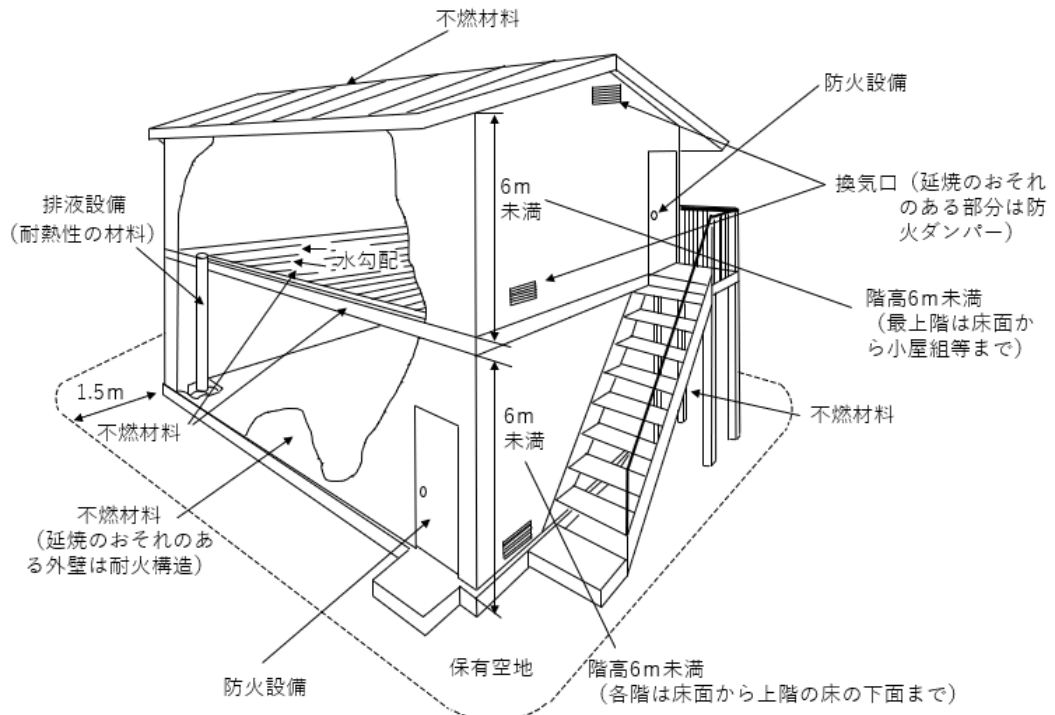
(2) 政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を適用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備

(3) 政令第10条第2項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第2項第1号	貯蔵倉庫の階高等
第2項第2号	床面積の合計の制限
第2項第4号	床の開口部制限

高引火点危険物の平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の例図
(指定数量の倍数が30の場合)



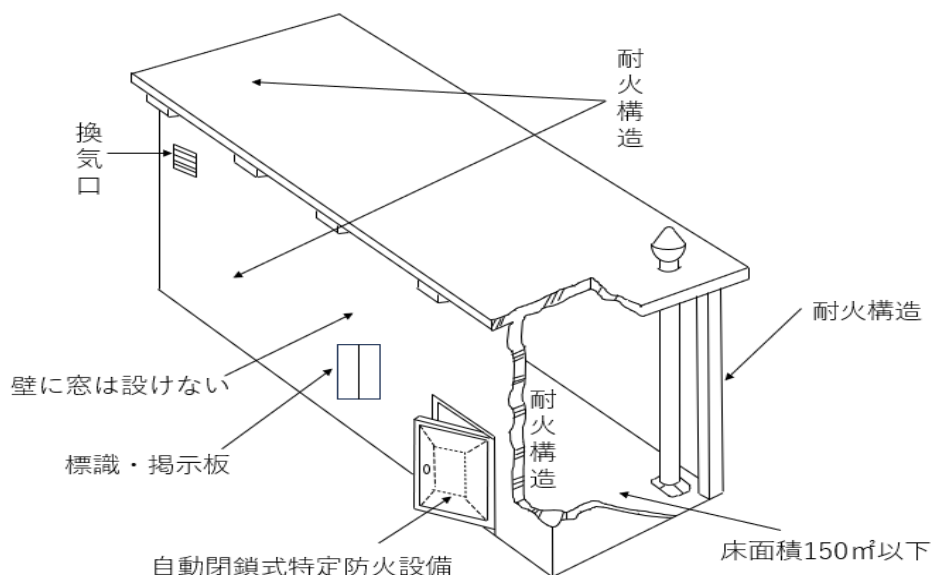
5 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

- (1) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の6に定めるものを除く）のうち、屋内貯蔵所第21. 2. (1) ②から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号、第2号、第5号から第8号まで及び第14号の規定は、適用しない。
(規則第16条の2の6第2項抜粋)
- (2) 政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）の適用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号(杖)	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台

第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備

高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の例図



6 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

- (1) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（軒高が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、屋内貯蔵所第21. 2. (1) ①から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない。（規則第16条の2の6第3項）
- (2) 政令第10条第1項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号 (ただし書)	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造

特例の屋内貯蔵所

第23	蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物の屋内貯蔵所	令10-6
-----	------------------------------	-------

1 特例を定めることができる危険物

蓄電池により貯蔵される総務省令（規則第16条の2の7）で定める危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前各号に掲げる基準の特例を定めることができる。

（政令第10条第6項抜粋）

蓄電池は、日本産業規格C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム-第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格C4441「電気エネルギー貯蔵システム-電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項-電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであること。

（告示第4条の2の3）

(1) 蓄電池により貯蔵される危険物の特例

蓄電池により貯蔵されるリチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第10条第6項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。（規則第16条の2の8）

(2) (1)の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第4号から第6号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。

① 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを12メートル未満とすること。

（規則第16条の2の8第2項第1号）

② 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で作るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入り口以外の開口部を有しない壁とすること。

（規則第16条の2の8第2項第2号）

③ 貯蔵倉庫の2階以上の甲斐の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りではない。

（規則第16条の2の8第2項第3号）

④ 規則第16条の2の7に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び規則第35条の2第3項第1号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、60%以下とすること。

（規則第16条の2の8第2項第4号）

⑤ 蓄電池の貯蔵方法は、※水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。

（規則第16条の2の8第2項第5号）

ア 次に定める基準により架台を用いて貯蔵する方法

㊦ 架台は水平遮へい板（架台の内部を水平方向に遮へいする板をいう。）及び天板を設置しないものとする。

㊧ 架台の段数は、3以下とすること。

㉞ 床面から架台の最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、4.5m以下とすること。

イ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを2段以上に積み重ねている場合に限る。）（㉞に該当する場合を除く。）

㉞ パレットを積み重ねる段数は、3以下とすること。

㉟ パレットを積み重ねる高さは、4.5m以下とすること。

ウ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを1段で用いる場合に限る。）（㉞に該当する場合を除く。）別紙1参照

㉞ 1のパレットにおける蓄電池の容量の合計は、50kwh以下とすること。

㉟ パレットは、床面積20㎡以下ごとに区分するとともに、各区分の間は2.4m以上の間隔を保つこと。

※水が浸透する素材

例えば段ボール等が挙げられる。（令和5年12月28日消防危第361号）

⑥ 消火設備は、規則第35条の2第3項に定めるところにより設けること。

（規則第16条の2の8第2項第6号）

適用規定	規定の内容
第1項第1号	保安距離
第1項第2号	保有空地
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第7号	屋根
第1項第8号	窓、出入口
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造

(3) (1) の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第1号、第2号及び第4号から第15号までの規定は、適用しない。

① 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。

（規則第16条の2の8第3項第1号）

② 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

(規則第16条の2の8第3項第2号)

- ③ 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。

(規則第16条の2の8第3項第3号)

- ④ 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(規則第16条の2の8第3項第4号)

- ⑤ 蓄電池の充電率は、60%以下とすること。(規則第16条の2の8第3項第5号)

- ⑥ 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

(規則第16条の2の8第3項第6号)

- ⑦ 蓄電池の周囲3m以内に可燃物(蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材(水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。)を除く。)を置かないこと。ただし、次号に規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。

(規則第16条の2の8第3項第7号)

- ⑧ 蓄電池を貯蔵する場所(一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3メートル未満となる場所をいう。)であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの(以下この条において「貯蔵場所」という。)は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、第28条の59の2第2項第8号イ又はロの集積場所の規定の例によること。

(規則第16条の2の8第3項第8号)

- ⑨ 貯蔵場所(前号においてその例によるものとされる第28条の59の2第2項第8号イ(1)の空地を含む。)の床面積(第35条の2第4項第2号の規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計が1500㎡を超える場合は、次に定めるところにより、当該場所を床面積の合計1500㎡以内ごとに準耐火構造の壁(特定防火設備(随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。)で区画すること。

ア 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。

イ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

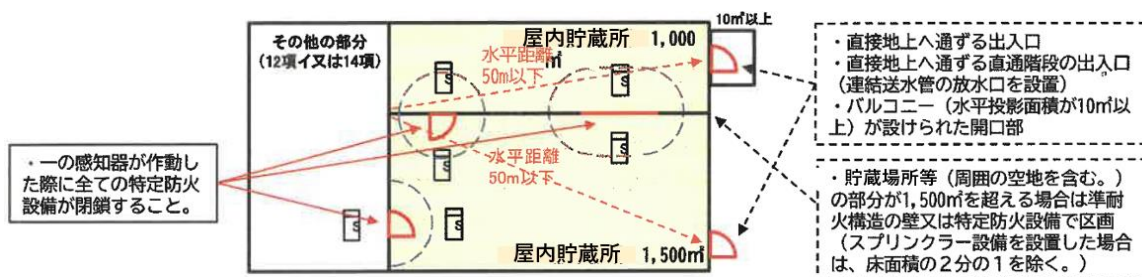
- ㉠ 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。

- ㉡ 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

- ㉢ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段(連結送水管の放水口を設けたものに限る。)の出入口、バルコニー(水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。)が設けられた開口部(特定防火設備を設けたものに限る。)その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が50m以下となるようにすること。

(規則第16条の2の8第3項第9号)

貯蔵場所等の例図



⑩ 第35条の2第4項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

(規則第16条の2の8第3項第10号)

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）

(4) (1)の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、令第10条第1項第1号、第2号及び第3号の2から第15号までの規定は、適用しない。

① 前②オからカまでの規定の例によること。（規則第16条の2の8第4項第1号）

② 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。

(規則第16条の2の8第4項第2号)

③ 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

(規則第16条の2の8第4項第3号)

④ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

(規則第16条の2の8第4項第4号)

⑤ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次の⑦又は⑧に掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ア 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

イ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

⑦ 一の特定防火設備の面積は、30㎡以下であること。

⑧ 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。

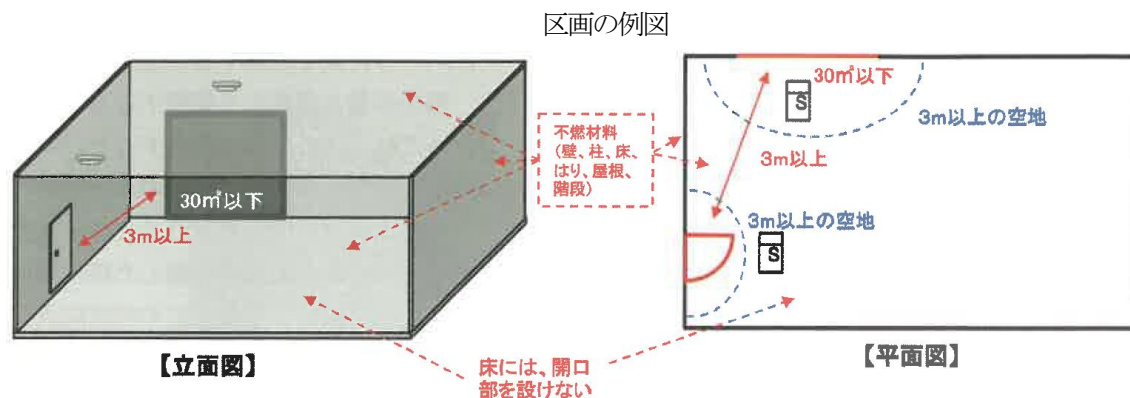
⑨ 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

i) 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。

- ii) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

㊦ 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地进行を保有すること。

(規則第16条の2の8第4項第5号)



㊧ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(規則第16条の2の8第4項第6号)

㊨ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一12項イ又は14項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

ア その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

イ その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

(規則第16条の2の8第4項第7号)

㊩ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一12項イ又は14項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第9条第1項第1号イ又はロに掲げる建築物等の用途(以下「保安対象用途」という。)に供されるものである場合は、次のア及びイによること。

ア 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m(保安対象用途が令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m)以上の距離を保つこと。ただし、次のi)及びii)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

㊰ 指定数量の倍数が30未満であること。

㊱ 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根(上階がある場合には、上階の床)を耐火構造とするとともに、出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しない耐火構造(厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上

の強度を有するものに限る。)の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

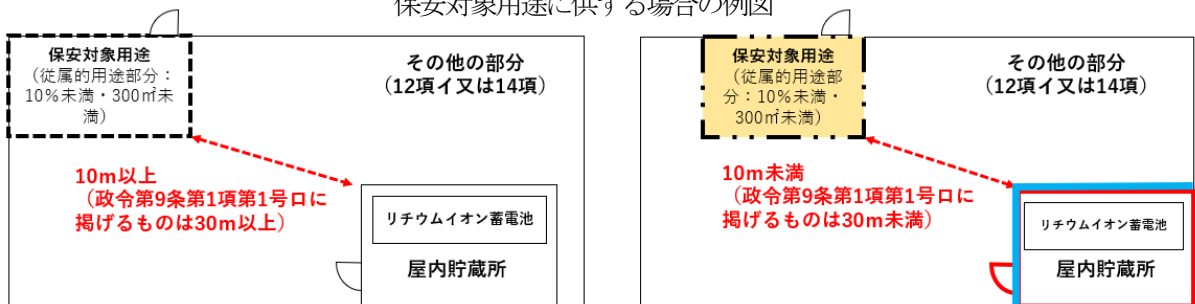
イ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の⑦及び⑧によること。

⑦ 屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

⑧ 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(規則第16条の2の8第4項第8号)

保安対象用途に供する場合の例図



- : 保安対象物件
- : 保安対象物件 (指定数量の30倍未満)
- : 耐火構造及び特定防火設備 (自動閉鎖)
- : 耐火構造 (厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等)

次の要件を満たす場合は保安対象物件との距離は不要。

- ・指定数量の倍数が30倍未満とすること。
- ・屋内貯蔵所の用に供する部分は、主要構造部を耐火構造とすること。
- ・出入口 (自動閉鎖の特定防火設備) 以外の開口部を有しない耐火構造 (圧さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等に限る。)の床又は壁で当該建築物と他の部分を区画すること。
- ・保安対象物件から、屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上へ通ずる出入口へ避難できること。
- ・保安対象物件から、屋内貯蔵所の用に供する部分へ通ずる開口部が設けられた居室又は廊下を経由せずに地上へ通ずる出入口へ避難できること。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板

2 蓄電池により貯蔵される危険物の倍数が20以下の特例

蓄電池により貯蔵される規則第16条の2の7に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第19条第6項の規定による同条第3項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
(規則第16条の2の9第1項)

(1) 2の屋内貯蔵所のうち、前条第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第3項においてその令による同条第1項第11号及び第12号から第15号まで並びに同条第3項第1号から第3号までの規定は、適用しない。

(規則第16条の2の9第2項)

適用規定	規定の内容
第1項第1号	保安距離
第1項第2号	保有空地
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号 （ただし書）	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第5号	貯蔵倉庫の床面積の制限
第1項第6号	貯蔵倉庫の構造
第1項第7号	屋根
第1項第8号	窓、出入口
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造
第3項第4号	建築物の構造
第3項第5号	特定防火設備
第3項第6号	窓
第3項第7号	換気及び排出の設備

3 蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所

蓄電池により貯蔵される規則第16条の2の7に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第10条第6項の規定による同条第4項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。（規則第16条の2の10第1項）

- (1) 3の屋内貯蔵所のうち、規則第16条の2の3第2項第1号及び第3号から第5号まで並びに規則第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第1号、第2号、第4号から第8号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は適用しない。（規則第16条の2の10第2項）

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第9号	網入りガラス
第1項第10号	床の構造

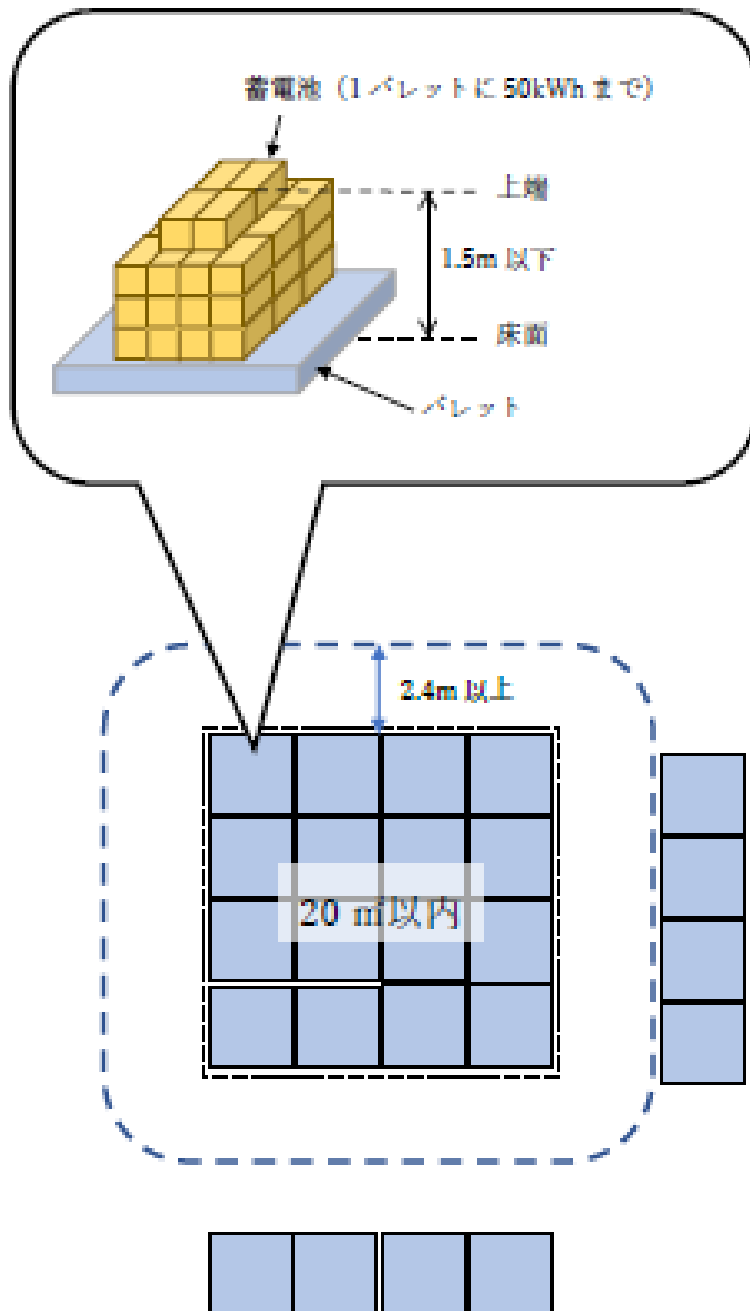
(4) 蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所

蓄電池により貯蔵される規則第16条の2の7に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第10条第6項の規定による同条第5項に掲げる基準の特例はこの条の定めるところによる。(規則第16条の2の11第1項)

① (4) の屋内貯蔵所のうち、規則第16条2の4第2項各号及び規則第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第10条第1項第1号、第2号、第4号から第9号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は適用しない。

(規則第16条の2の11第2項)

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第10号	床の構造



危険物の規制に関する規則第16条の2の8第2項第5号への貯蔵方法 (例)

特例の屋内貯蔵所

第24	特 例 の 屋 内 貯 蔵 所	令10-7
-----	-----------------	-------

1 特例を定めることができる危険物

有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令（規則第16条の3）で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令（規則第16条の5）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、政令第10条第1項から第4項までに掲げる基準を「超える」特例を定めている。

（政令第10条第7項抜粋）

なお、当該屋内貯蔵所は、危険物の危険性を考慮して、政令第10条第1項に定める平屋建の独立専用屋内貯蔵所に限定されている。

（規則第16条の4第6項抜粋）（規則第16条の7第3項抜粋）

(1) 指定過酸化物

政令第10条第7項の有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第5類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであって、第1種自己反応性物質の性状を有するもの（以下「指定過酸化物」という。）とする。

（規則第16条の3）

(2) アルキルアルミニウム等

アルキルアルミニウム等とは、第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくは、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第6条の2の8抜粋）

(3) ヒドロキシルアミン等

ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第13条の7抜粋）

2 特例の屋内貯蔵所の基準

(1) 指定過酸化物の屋内貯蔵所の基準

指定過酸化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第10条第7項の規定による同条第1項から第4項までに掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。

（規則第16条の4第1項抜粋）

なお、指定過酸化物は、激しく加熱分解を起こし、また、着火した場合に爆発的に燃焼するという非常に高い危険性を有するものであることから特例基準が定められている。

（**）

- ① 政令第10条第1項第1号（同号においてその例によるものとされる政令第9条第1項第1号イからハマまでに掲げる建築物等に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、指定過酸化物の屋内貯蔵所の位置は、当該屋内貯蔵所の外壁から政令第9条第1項第1号イからハマまでに掲げる建築物等までの間に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上を保たなければならない。ただし、指定数量の倍数が5以下の

屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を下記③ ただし書に規定する構造としたものの周囲に下記③本文に定める塀又は土盛りを設けるときは、当該屋内貯蔵所の外壁から政令第9条第1項第1号イに掲げる建築物その他の工作物まで間の距離を10m以上とすることをもって足りる。 (規則第16条の4第2項抜粋)

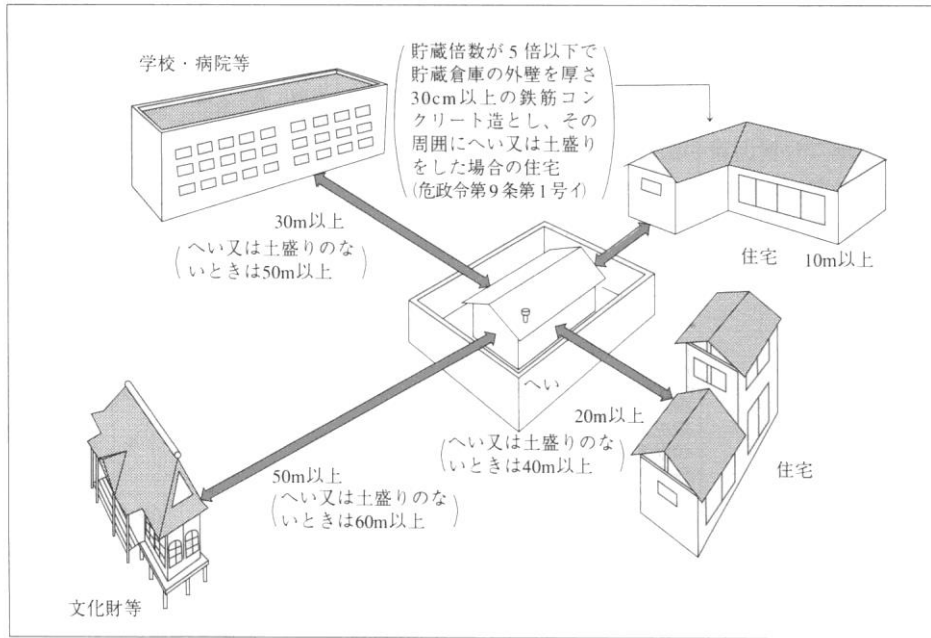
なお、政令第9条第1項第1号イからハに掲げる建築物等は、別記1 [保安距離] によること。

(参考) 政令第9条第1項第1号イ ——— 住居の用に供するもの
 政令第9条第1項第1号ロ ——— 学校、病院、劇場等
 政令第9条第1項第1号ハ ——— 重要文化材等

区 分	距 離					
	政令第9条第1項第1号イに掲げる建築物その他の工作物 (住居)		政令第9条第1項第1号ロに掲げる施設 (学校、病院、劇場等)		政令第9条第1項第1号ハに掲げる建物 (重要文化財等)	
	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左隣に掲げる場合 以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左隣に掲げる場合 以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左隣に掲げる場合 以外の場合
指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所	20m	40m	30m	50m	50m	60m
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	22m	45m	33m	55m	54m	65m
指定数量の倍数が20を超え40以下の屋内貯蔵所	24m	50m	36m	60m	58m	70m
指定数量の倍数が40を超え60以下の屋内貯蔵所	27m	55m	39m	65m	62m	75m
指定数量の倍数が60を超え90以下の屋内貯蔵所	32m	65m	45m	75m	70m	85m
指定数量の倍数が90を超え150以下の屋内貯蔵所	37m	75m	51m	85m	79m	95m
指定数量の倍数が150を超え300以下の屋内貯蔵所	42m	85m	57m	95m	87m	105m

指定数量の倍数が300を 超える屋内貯蔵所	4.7 m	9.5 m	6.6 m	11.0 m	10.0 m	12.0 m
--------------------------	-------	-------	-------	--------	--------	--------

保安距離の概要図



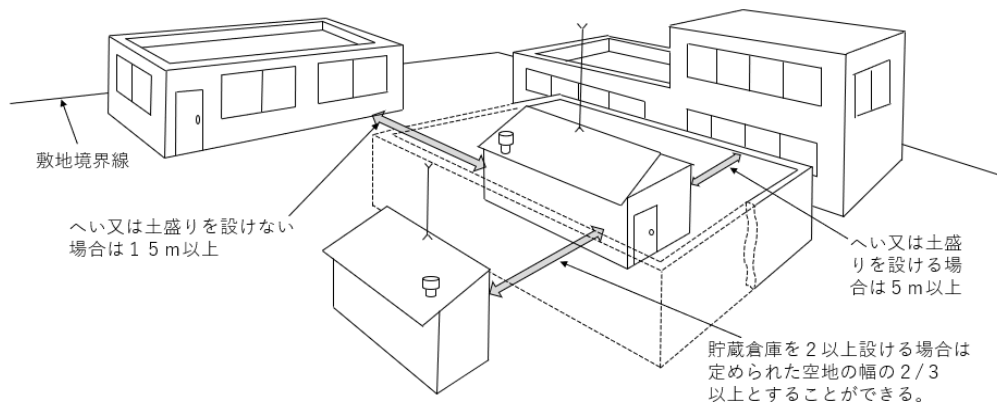
② 政令第10条第1項第2号の規定にかかわらず、指定過酸化物の屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地进行を保有しなければならない。ただし、2以上の指定過酸化物の屋内貯蔵所を同一敷地内に隣接して設置するときは当該屋内貯蔵所の相互間の空地の幅を同表に定める空地の幅の3分の2とし、指定数量の倍数が5以下の指定過酸化物の屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を下記③ただし書に規定する構造としたものの周囲に下記③本文に定める塀又は土盛りを設けるときはその空地の幅を2m以上とすることをもちて足りる。

(規則第16条の4第3項抜粋)

区 分	空 地 の 幅	
	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が5以下の 屋内貯蔵所	3m以上	10m以上
指定数量の倍数が5を超え 10以下の屋内貯蔵所	5m以上	15m以上

指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	6.5m以上	20m以上
指定数量の倍数が20を超え40以下の屋内貯蔵所	8m以上	25m以上
指定数量の倍数が40を超え60以下の屋内貯蔵所	10m以上	30m以上
指定数量の倍数が60を超え90以下の屋内貯蔵所	11.5m以上	35m以上
指定数量の倍数が90を超え150以下の屋内貯蔵所	13m以上	40m以上
指定数量の倍数が150を超え300以下の屋内貯蔵所	15m以上	45m以上
指定数量の倍数が300を超える屋内貯蔵所	16.5m以上	50m以上

指定数量の倍数が5を超え10以下の場合の保有空地の例



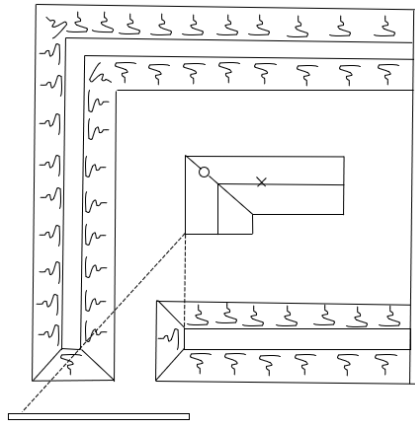
③ 上記①の表又は②の表に規定する塀又は土盛りは、次に適合するものでなければならない。ただし、指定数量の倍数が5以下の指定過酸化物の屋内貯蔵所については、当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすることをもって上記①の表又は②の表の塀又は土盛りに代えることができる。

(規則第16条の4第4項抜粋)

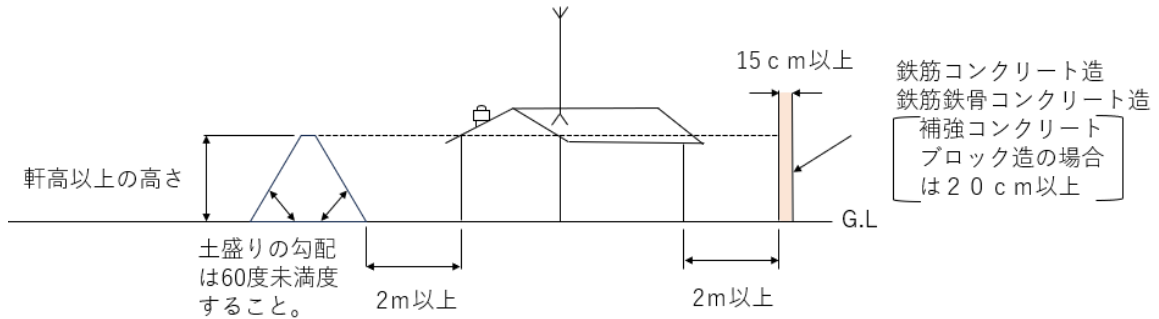
ア 塀又は土盛りは、貯蔵倉庫の外壁から2m以上離れた場所に設けること。ただし、塀又は土盛りと当該貯蔵倉庫との隔壁は、当該屋内貯蔵所の空地の幅の5分の1を

- 超えることはできない。(規則第16条の4第4項第1号)
- イ 塀又は土盛りの高さは、貯蔵倉庫の軒高以上とすること。
(規則第16条の4第4項第2号)
- ウ 塀は、厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造とすること。
(規則第16条の4第4項第3号)
- エ 土盛りには、60度以上の勾配を付けないこと。
(規則第16条の4第4項第4号)

塀と土盛りを併用し切通しの出入口を設けた場合の例図



貯蔵倉庫から塀又は土盛りまでの間隔の図



- ④ 上記②及び③に定めるもののほか、指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例は、次のとおりとする。(規則第16条の4第5項抜粋)
- ア 貯蔵倉庫は、150㎡以内ごとに隔壁で完全に区分するとともに、当該隔壁は、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造とし、かつ、当該貯蔵倉庫の両側に外壁から1m以上、上部に屋根から50cm以上突き出したものであること。
(規則第16条の4第5項第1号)
- イ 貯蔵倉庫の外壁は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造り又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造とすること。
(規則第16条の4第5項第2号)
- ウ 貯蔵倉庫の屋根は、次のいずれかに適合するものであること。

(規則第16条の4第5項第3号)

- (a) もや又はたる木の間隔を30cm以下とすること。
- (b) 屋根の下面に一边の長さ45cm以下の丸鋼、軽量型鋼等の鋼製の格子を設けること。
- (c) 屋根の下面に金網を張り、当該金網を不燃材料のけた、はり又はたる木に緊結すること。
- (d) 厚さ5cm以上、幅30cm以上の木材で造った下地を設けること。

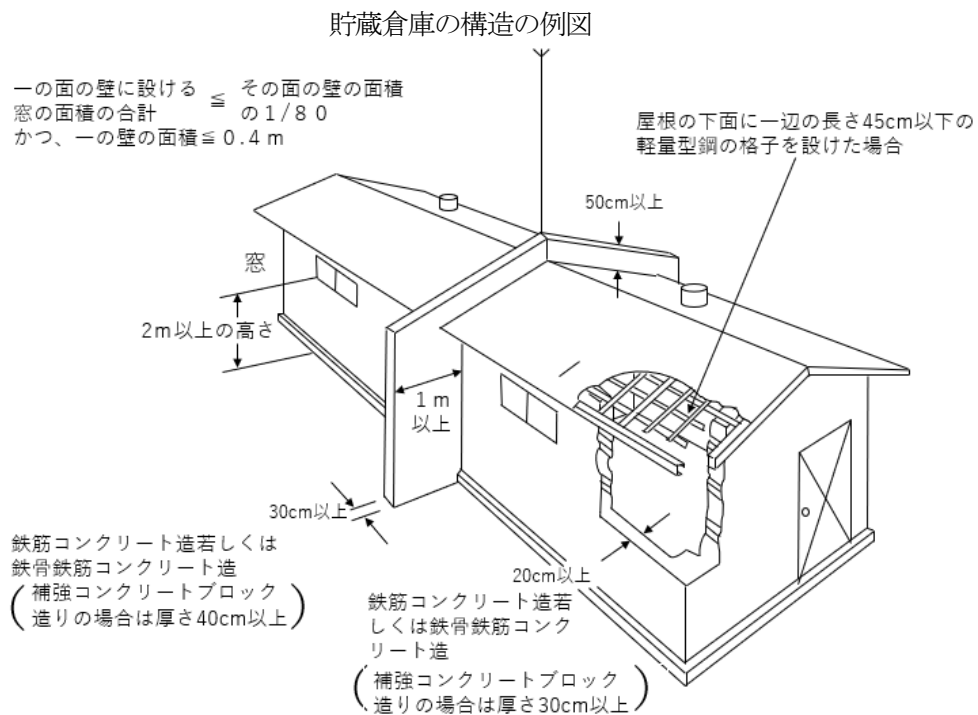
エ 貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設けること。

(規則第16条の4第5項第4号)

なお、「特定防火設備」は、製造所の第7.1によること。

オ 貯蔵倉庫の窓は、床面から2m以上の高さに設けるとともに、一の面の壁に設ける窓の面積の合計をその面の壁の面積の80分の1以内とし、かつ、一の窓の面積を0.4㎡以内とすること。

(規則第16条の4第5項第5号)



⑤ 指定過酸化物の屋内貯蔵所については、次の規定は、適用しない。

(規則第16条の4第6項)

- ア 政令第10条第2項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所）
- イ 政令第10条第3項（建築物の一部に設置する屋内貯蔵所）
- ウ 政令第10条第4項（特定屋内貯蔵所）

(2) アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の基準

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第10条第7項の規定による同条第1項から第4項までに掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。

なお、アルキルアルミニウム等は、通常、自然発火性物品及び禁水性物品の両方の性

質を有するものであり、空気中で、又は水と接触して発火しやすいものであること、また、この危険物に係る火災の消火においては、水、二酸化炭素等の消火薬剤を用いることができず、消火が非常に困難であること等その危険性が特異でかつ非常に高いことから特例基準が定められている。 (**)

① アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所には、漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入することができる設備を設けなければならない。 (規則第16条の6第2項抜粋)

② アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所については、次の規定は適用しない。
(規則第16条の6第3項抜粋)

ア 政令第10条第2項 (平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所)

イ 政令第10条第3項 (建築物の一部に設置する屋内貯蔵所)

ウ 政令第10条第4項 (特定屋内貯蔵所)

(3) ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の基準

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第10条第7項の規定による同条第1項、第3項及び第4項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。

(規則第16条の7)

***温度の上昇による危険な反応を防止するための措置**

(例) 温度制御装置の設置

緊急冷却装置の設置

温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることが可能である。

(平成14年3月27日消防危第46号質問1)

危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する
屋内貯蔵所

第25	危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所	通 達
-----	---------------------------	-----

1 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合は、第6編資料編の平成10年3月27日消防危第36号「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」によること。

危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する
屋内貯蔵所

第26	危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所	通 達
-----	---------------------------	-----

1 危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

危険物をドライコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合は、第6編資料編の令和4年12月13日消防危第283号「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」によること。